





図 4：日常的に家族が行っている医療的ケア

### 3) 市区町村の窓口で拒否されるケースを減らすために、支給基準の通知が必要である

#### 論点2：行動障害のある医療的ケア児を行動援護の対象とすべきである

- ・ 医療的ケア児にとっては、たとえ軽くても行動障害は命にかかわることがある
- ・ 今回の研究ではっきりしたエビデンスが取れた・・・資料参照（動画・アンケート結果）
- ・ 医療的ケアがあり、医師が命にかかわるリスクがあると評価した医療的ケア児は強度行動障害スコア20点相当とし、強度行動障害の支援が使えるようにすべき

#### 論点3：重度障害者等包括支援の適用と運用の見直しをすべきである

- ・ 18歳以下は5領域11項目の判定で区分3以上が対象
- ・ 医療的ケア児は区分2相当がかなりいる
- ・ 区分2になる要因は、（特に動ける医療的ケア児の場合）知的・運動機能の評価が低くなるため
- ・ 制度としては良いが、実際にあまり使われていない  
（認知されていない。(単価が安いので)事業所側に使うメリットがない)

場

#### 論点4：重度訪問介護（現在成人のみが対象）の適用の見直しをすべきである

- ・ ALSや筋ジストロフィーの成人の患者がこの制度を使って自立している人もいる良い制度
- ・ 子どもに使用できないので、医療的ケア児には全く適用されない→法律改正が必要
- ・ 現状では大学への通学は対象だが、高等学校への通学は対象外
- ・ 現状としては吸引と注入以外のあらゆる医療的ケアがされている(本人との契約に基づくサービス提供)